

3大疾病保障特約付および特定状態保障特約付 団体信用生命保険の保険金支払事由の改定に関するお知らせ

○2015年10月1日より、「3大疾病保障特約付住宅ローン」に付帯される3大疾病保障特約付団体信用生命保険および「特定状態保障特約付住宅ローン『団信革命』」に付帯される特定状態保障特約付団体信用生命保険の保険金支払事由が以下のとおり改定されます。

【改定内容の概要】

- (1) 急性心筋梗塞および脳卒中を発病した場合の支払事由に「**その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき**」が追加されます。
- (2) 悪性新生物の定義について、支払対象が明確化されます。(従来から支払対象としていたものを明記するものです。)

<ご注意>

2015年10月1日以降に、保険金のお支払対象となる手術を受けたものから適用されます。そのため、**同年10月1日以降に保険金のご請求をいただいた場合でも、手術日が同年9月30日以前の場合は上記(1)によるお支払の対象とはなりません。**

※今回の改定に伴う住宅ローンのお借入利率への影響はございません。

改定内容

※下線部分が改定箇所となります。

【3大疾病保険金】または【特定疾病保険金】

3大疾病保障特約または特定状態保障特約の被保険者が次のいずれかに該当した場合、3大疾病保険金または特定疾病保険金が支払われます。また、保険金を請求する権利は3年間請求がないときは消滅します。

| | |
|--------|---|
| 悪性新生物 | 被保険者が、保険期間中に、別表に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ）。この場合、責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていないことを要します。 |
| 急性心筋梗塞 | 被保険者が、責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に、 次のいずれかの状態に該当したとき 。 (1)別表に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (2) 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき（2015年10月1日以降の手術日が対象） |
| 脳卒中 | 被保険者が、責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に、 次のいずれかの状態に該当したとき 。 (1)別表に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (2) 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき（2015年10月1日以降の手術日が対象） |

(※1)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

(※2) 急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

① 開頭術 ② 開胸術 ③ ファイバースコープ手術 ④ 血管・バスケットカテーテル手術

別表 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、〈表1〉によって定義づけられる疾病で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中〈表2〉に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

| 〈表1〉 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義 | | 〈表2〉 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード | | |
|-------------------------------|--|------------------------------------|--|-------------------|
| 疾病名 | 疾病の定義 | 疾病名 | 分類項目 | 基本分類コード |
| 悪性新生物 | 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、 <u>新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの</u> <u>／3…悪性、原発部位</u> <u>／6…悪性、転移部位</u> <u>悪性、続発部位</u> <u>／9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳</u> | 悪性新生物 | ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 | C00-C14 |
| | | | ・消化器の悪性新生物 | C15-C26 |
| | | | ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 | C30-C39 |
| | | | ・骨および関節軟骨の悪性新生物 | C40-C41 |
| | | | ・皮膚の悪性黒色腫 | C43 |
| | | | ・中皮および軟部組織の悪性新生物 | C45-C49 |
| | | | ・乳房の悪性新生物 | C50 |
| | | | ・女性生殖器の悪性新生物 | C51-C58 |
| | | | ・男性生殖器の悪性新生物 | C60-C63 |
| | | | ・腎尿路の悪性新生物 | C64-C68 |
| | | | ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C69-C72 |
| | | | ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 | C73-C75 |
| | | | ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 | C76-C80 |
| | | | ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 | C81-C96 |
| | | | ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物 | C97 |
| | | | ・ <u>真正赤血球増加症<多血症></u> | D45 |
| | | | ・ <u>骨髄異形成症候群</u> | D46 |
| | | | ・ <u>リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち</u> | |
| | | | <u>慢性骨髄増殖性疾患</u> | D47.1 |
| | | | <u>本態性(出血性)血小板血症</u> | D47.3 |
| | | | ・ <u>リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち</u> | |
| | | | <u>ランゲルハンス細胞組織球症</u> | D76.0 |
| | | 急性心筋梗塞 | 虚血性心疾患(120-125)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞 | 121 122 |
| | | 脳卒中 | 脳血管疾患(160-169)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞 | 160 161 163 |

この資料は2015年10月時点の3大疾病保障特約付団体信用生命保険および特定状態保障特約付団体信用生命保険のお支払事由の一部を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。

生命保険のお申込みにあたっては所定の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。